

社団法人漁業信用基金中央会役員報酬規程

制 定	平成 1 4 年 5 月 2 9 日
一部改正	平成 1 5 年 1 1 月 1 8 日
一部改正	平成 1 6 年 5 月 1 9 日
一部改正	平成 1 7 年 1 1 月 3 0 日
一部改正	平成 1 9 年 1 2 月 4 日
一部改正	平成 2 0 年 3 月 1 3 日
一部改正	平成 2 2 年 3 月 1 1 日

(総 則)

第 1 条 社団法人漁業信用基金中央会（以下「中央会」という。）の役員
の報酬に関する事項は、別に定めるもののほか、この規程の定めるところ
による。

(報 酬)

第 2 条 総会の議決を経て報酬を支払うことができる役員は、会長、
専務理事、常勤理事（常務理事、以下同じ。）及び員外監事とする。

2 前項の報酬は、会長及び専務理事については経常報酬とし、常勤理事
については経常報酬及び通勤手当とし、員外監事については経常報酬と
する。

3 会長、専務理事、常勤理事及び員外監事の経常報酬の額は、次に定め
る額の限度内で、総会において決定する。

(1) 会 長 3, 6 0 0, 0 0 0 円

(2) 専務理事 5, 2 5 0, 0 0 0 円

(3) 常勤理事 1 1, 5 0 0, 0 0 0 円

(4) 員外監事 1 9 2, 0 0 0 円

(会長、専務理事及び常勤理事の経常報酬)

第 3 条 会長、専務理事及び常勤理事の経常報酬の月額は、総会で定
めた額を 1 2 で除した額とする。ただし、その額に百円未満の端数が生
じたときはこれを切り下げ、その端数調整は、年度末に属する月の月額
で行うものとする。

- 2 経常報酬の月額を支給日は、毎月1回、その月の16日に全額支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、前日に繰り上げ、その繰り上げた日が休日にあたるときはさらに繰り上げた日とする。なお、繰り上げた日が14日となる場合でかつ休日にあたるときは、17日に繰り下げた日とする。
- 3 新たに会長、専務理事又は常勤理事となった者には、総会で定めた額の範囲内でその日から経常報酬を支給する。
- 4 会長、専務理事又は常勤理事が退任したときは、その日まで経常報酬を支給する。
- 5 前2項の規定により経常報酬を支給する場合であって、その経常報酬を支給する期間が月の日数に満たないときは、総会で定めた額を基礎として日割によって計算した額とする。
- 6 前項の額の支給日は、第2項に規定する日とする。ただし、その日が経過したときは、翌月の支給日とする。
- 7 経常報酬の支給額は、その月額の全額から租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を原則現金で支給する。
- 8 会長、専務理事又は常勤理事が死亡したときは、その死亡の日の属する月の経常報酬の月額の全額を支給する。
- 9 会長、専務理事又は常勤理事が死亡したときの経常報酬の支給日は、第2項の規定にかかわらず、死亡した日から原則1月以内とする。

(常勤理事の通勤手当)

- 第4条 通勤手当は、常勤理事が通勤のため有料の交通機関を利用(利用距離1キロメートル以上の場合に限る。)する場合に6箇月の運賃等の額に相当する額により支給する。
- 2 新たに常勤理事となった者の通勤手当は、就任の日から日割により支給する。また、月の途中で順路又は交通機関の変更等による通勤手当の額の変更は、その事実の届出のあった翌月から支給する。
 - 3 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、会長が別に定める。
 - 4 通勤手当の支給日は、経常報酬の支給日に準ずる。

(員外監事の経常報酬)

- 第 5 条 員外監事の経常報酬の月額、総会で定めた額を12で除した額とする。ただし、その額に百円未満の端数が生じたときは、第3条第1項ただし書の規定を準用する。
- 2 経常報酬の月額の支給日は、4月から9月までのそれぞれの月額を合算した額を9月16日に、10月から翌年3月までのそれぞれの月額を合算した額を3月16日にそれぞれ全額支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、第3条第2項ただし書の規定を準用する。
- 3 新たに員外監事となった者には、総会で定めた額の範囲内でその日から経常報酬を支給する。
- 4 員外監事が退任したときは、その日まで経常報酬を支給する。
- 5 前2項の規定により経常報酬を支給する場合であって、その経常報酬を支給する期間が月の日数に満たないときは、総会で定めた額を基礎として日割によって計算した額とする。
- 6 前項の額の支給日は、第2項に規定する日とする。ただし、その日が経過したときは、翌月の支給日とする。
- 7 経常報酬の支給額は、第2項に規定する合算した額から租税公課及びこれに準じるものを控除した金額を支給する。
- 8 員外監事が死亡したときは、その死亡の日の属する月の経常報酬の月額の全額を支給する。
- 9 員外監事が退任又は死亡したときの経常報酬の支給日は、第2項の規定にかかわらず、退任又は死亡した日から原則1月以内とする。

(施行細則)

- 第 6 条 役員の報酬の支給手続きその他この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則〔平成14年5月29日平成14年度第1回理事会〕
この規程は、平成14年6月28日から施行する。

附 則〔平成15年11月18日平成15年度第2回理事会〕
この規程は、平成15年11月18日から施行する。

附 則〔平成16年5月19日平成16年度第1回理事会〕
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則〔平成17年11月30日平成17年度第2回理事会〕
この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則〔平成19年12月4日平成19年度第2回理事会〕
この規程は、平成19年12月4日から施行する。

附 則〔平成20年3月13日平成19年度第3回理事会〕
この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則〔平成22年3月11日平成21年度第3回理事会〕
この規程は、平成22年7月1日から施行する。

社団法人漁業信用基金中央会役員退職給付金支給規程

制	定	昭和50年	4月24日
一部改正		平成11年	12月3日
一部改正		平成16年	5月19日
一部改正		平成20年	3月13日

第 1 条 社団法人漁業信用基金中央会に常勤する役員が退職したときは、この規程の定めるところにより退職金を支給する。

第 2 条 常勤役員の退職金は、当該役員が退職した場合は本人に、またはその者が死亡した場合はその遺族に支給する。

2 前項の遺族およびその順位については遺族補償に関する労働基準法の定めるところによる。

第 3 条 常勤役員の退職金の額は、退職または死亡時における年経常報酬の12分の1の額の1.5倍の額に勤続年数を乗じた金額とする。

ただし、勤続期間が2期以上にわたる者に対しては、別表にかかげる率により増額するものとする。

第 4 条 勤続期間は本会に役員として就任した日から退職または死亡した日までの期間を通算する。ただし、勤続期間1年未満の端数月がある場合は、月割をもって計算し、1ヶ月未満の端数は1ヶ月とする。

第 5 条 常勤役員の退職金の支払にあてるため、毎年3月31日に役員退職積立金を積立てるものとする。

2 前項の積立金は第3条により計算して得た額の範囲内とする。

第 6 条 常勤役員の退職金は、原則として退職の日から1ヶ月以内に支給するものとする。

第 7 条 この規程に定めない事項については、その都度理事会
で決定する。

附 則〔昭和 50 年 4 月 24 日昭和 50 年度第 1 回理事会〕
この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日より施行する。

附 則〔平成 11 年 12 月 3 日平成 11 年度第 3 回理事会〕
この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 5 月 19 日平成 16 年度第 1 回理事会〕
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則〔平成 20 年 3 月 13 日平成 19 年度第 3 回理事会〕
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

別 表

在職期数	増 額 率
1期まで	な し
2期まで	1 0 0 分 の 5
3期まで	1 0 0 分 の 1 0
4期まで	1 0 0 分 の 1 5
5期まで	1 0 0 分 の 2 0
6期以上	1 0 0 分 の 2 5